

# はしご・脚立からの 墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、業種に関係なく、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。

しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用し、墜落・転落災害を防止しましょう。

## 墜落・転落災害が多い業種

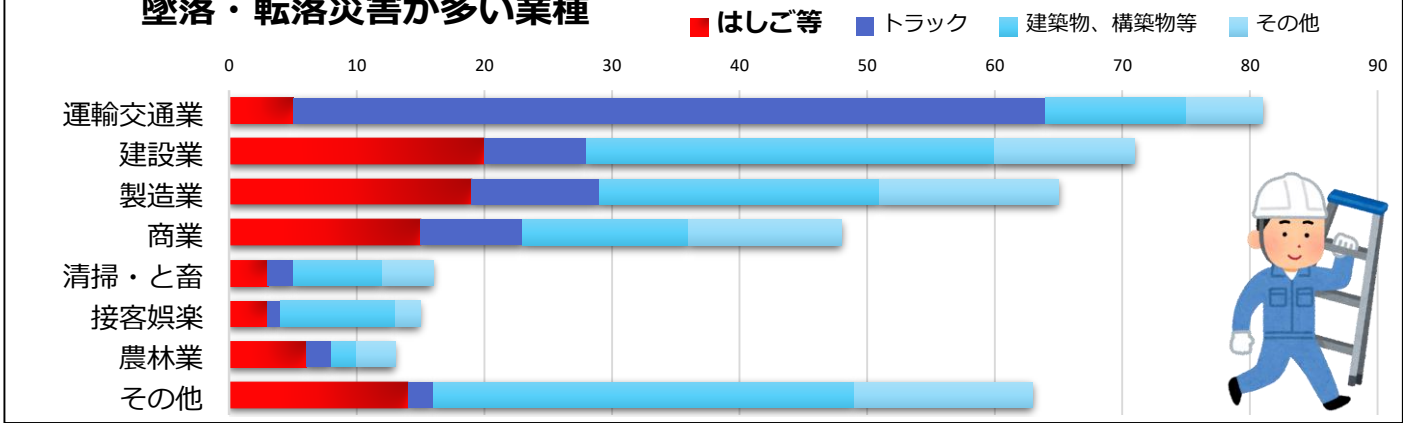


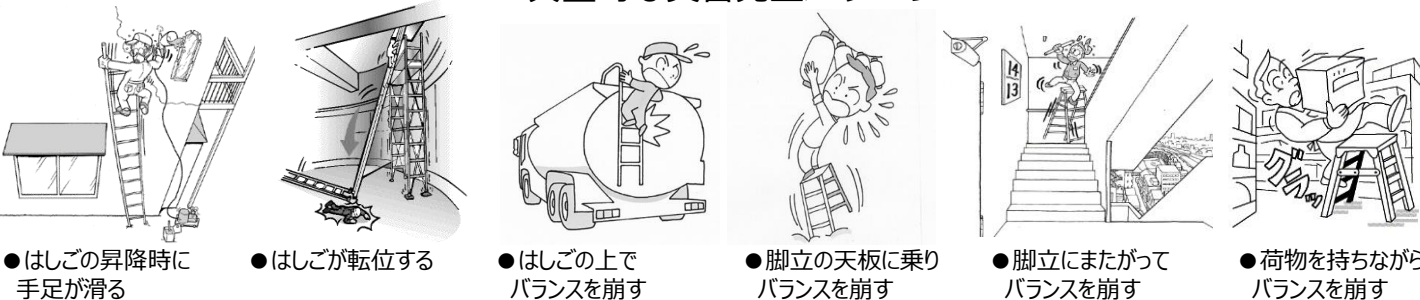
図-1 群馬労働局管内の墜落・転落災害における業種別・起因物別労働災害発生状況（令和5年） 資料：労働者死傷病報告

## はしご等からの墜落・転落死亡災害事例（群馬県内）

発生年	業種	年齢 性別	経験 職別	発生状況	傷病 性質	傷病 部位
H29	その他の 事業	男	作業員	1階建て鉄筋コンクリート造の屋根に溜まった落ち葉の掃除が終了したので、立て掛けてあった移動はしごから降りようとしたところ、約2.6mの高さから墜落し、頭部を強打した。 <b>転位防止措置なし、ヘルメット未着用</b>	骨折	頭蓋部
H30	農業	60歳代 男	25年 造園工	10段の三脚脚立を使用して松の芽摘作業中、バランスを崩して墜落した。 <b>ヘルメット未着用</b>	打撲傷	頭蓋部
R1	農業	70歳代	6年	脚立を使用して雨どいの修理作業中、走行してきたフォークリフトが脚立に接触し、バランスを崩して墜落した。 <b>ヘルメット未着用</b>	打撲傷	頭蓋部
R6	火葬業	50歳代 男	2年 管理者	脚立を使用して立木の剪定作業中、バランスを崩して墜落した。 <b>ヘルメット未着用</b>	打撲傷	頭蓋部

資料：労働者死傷病報告

### 《典型的な災害発生パターン》



# はしごや脚立を使う前に検討しましょう！

- はしごや脚立の**使用自体を避けられませんか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できませんか？**

(※)足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

## 移動はしごの安全使用のポイント

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



しっかり固定!

60cm以上上方にだす

75°  
滑り止め

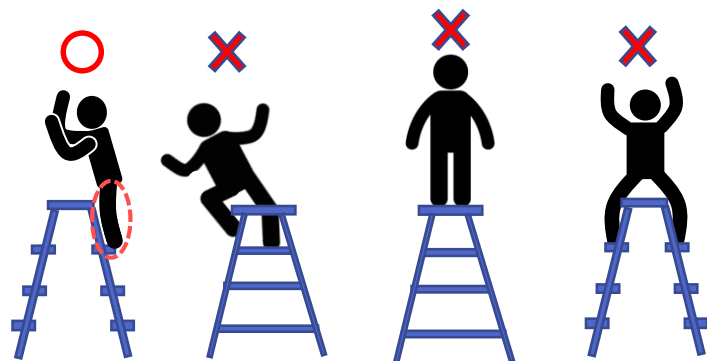
指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ！」

出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

## 脚立の安全使用のポイント

- ◎ **3点支持を確実に守る**
- ◎ **脚立の幅の外へ、身体の重心（へそ）を乗り出す行為は禁止**
- ◎ **天板上での作業は禁止**
- ◎ **脚立をまたがる作業は原則禁止**  
(またがる場合は、アウトリガー等を装着するか、補助者に支えてもらう)



(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指しますが、**身体の重心を脚立にあずける場合（太ももから腰周辺を脚立に接することが望ましい）も、両足と併せて3点支持になります。**

## 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用しましょう！

### ヘルメットの着用ポイント

必ず保護帽を着用！



特に**1**と**3**を忘れずに！  
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

(着用時5つのポイント)

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

### 1 要チェック!

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

### 3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

群馬労働局労働基準部  
健康安全課

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>